山代神楽連絡協議会規約

（名称）

第１条　協議会は、山代神楽連絡協議会と称する。

（目的）

第２条　協議会は、山代地域に伝わる神楽（以下「山代神楽」という。）の保存と振興を図るとともに、その活動をもって地域の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 山代神楽間の交流及び意見交換会の開催

(2) 他の地域に伝わる神楽の視察及び意見交換会の開催

(3) 神楽発表大会の開催

(4) 山代神楽等に関する広報

(5) 前４号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

（組織）

第４条　協議会は、次に掲げる神楽団体の代表者（以下「代表者」という。）をもって組織する。

(1) 上沼田神楽保存会

(2) 金山神楽保存会

(3) 釜ヶ原神楽団

(4) 東谷神楽保存会

(5) 向峠神楽保存会

(6) 山代神楽本谷保存会

(7) 山代白羽神楽保存会

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置き、代表者の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　会長及び副会長の任期は、それぞれ２年とし、再選をさまたげないものとする。

（会議）

第６条　会議は、必要に応じ会長が召集し、会長がその議長となる。

２　代表者は、都合により会議に出席できない場合は、当該団体の中から代理者を指名し会議に出席させることができる。

（事務局）

第７条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局員は、協議会を構成する団体に所属する者の中から、代表者の協議により定める者をもって充てる。

３　事務局に事務局長を置き、事務局員の中から、会長が指名する。

（経費）

第８条　協議会の活動に要する経費は、各団体の負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。

２　各団体の負担金の額は、代表者の協議によりこれを定める。
３　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わるものとする。
（監事）
第９条　協議会に監事を２名置き、代表者のうち、会長及び副会長を除く者の中からこれを定める。
２　監事は、会計年度終了後２箇月以内に協議会の出納を監査するものとする。
３　監事は、前項の規定により監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。
４　監事の任期は２年とし、再任をさまたげないものとする。
（代表者交代の場合の対応）
第 10 条　会長又は副会長若しくは監事（以下「会長等」という。）を務める者がその任期中に代表者でなくなった場合、その任を解くものとする。
２　前項の場合において、代表者の協議により、新たに会長等となる者を定めるものとする。
３　前項の場合において、新たに会長等となる者の任期は、前任者の残任期間とする。
（補則）
第 11 条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、代表者の協議によりこれを定める。
附　則
この規約は、平成 18 年７月１日から施行する。